

特記仕様書①

1 事業名称

御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託

2 事業実施期間

契約締結日～2028 年 3 月 31 日

3 事業目的

御堂筋では、“車中心から人中心のみちへ“をコンセプトに、段階的に「人中心～フルモータール化（全面歩行者空間化）」をめざし、御堂筋完成 80 周年を契機として、2019 年 3 月に「御堂筋将来ビジョン」を策定し、将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、御堂筋の側道歩行者空間化の整備を進めている。

将来ビジョン策定後、歩行者空間を拡げてまちの賑わいを創出し、そこで収益性を確保することで、高質な道路空間の維持及びまちの活性化に繋げていくことが重要であるが、単に賑わいを創出しただけでは、一時的なもので収益性に乏しく、このサイクルを回すことができない。

このため、海外の好事例を参考に、御堂筋全体のブランド価値を高め、より大きな収益性を確保することで、全体のサイクルが回るようにしていく必要がある。

2025 年度においては、大阪・関西万博の大阪ウィークに合わせ、御堂筋において「みちの未来体験 EXPO」（以下「2025 年度事業」という。）と題し、御堂筋らしいコンテンツを取り入れながら、春、夏、秋でそれぞれテーマを定め、明確なメッセージを発信し、大きなインパクトでより大きな官民連携体制を構築しながら取組みを進めるため、利活用の社会実験を実施した。

【参考：御堂筋将来ビジョン】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000464479.html>

御堂筋は 2027 年に完成 90 周年を迎えることから、2025 年度事業のレガシーを踏まえ、将来ビジョンの実現に向けて、人中心の御堂筋がもたらす価値として、美しい都市景観、イチョウを基調としたみどり、市民とともに大阪のまちの発展に取り組んできた歴史を継承し、多様な人々にとって居心地良く豊かさを感じながら滞在・回遊できる、みどりあふれる憩いとゆとりのある人中心の空間へと再編を行うことにより、御堂筋及び周辺エリアを ①人の豊かさ：市民が健康でいきいきとした豊かさを感じることができる ②イノベーション：新たな活動や交流によりイノベーションが起きる ③持続可能：地域・民間の創意によ

るまちの活性化・良質な空間を維持する取組みが自律的かつ持続的に進むエリアとすることをめざしていく必要がある。この人中心の御堂筋に必要な観点として、都市政策（土地利用、景観）、交通政策、安全性、みどり・環境、地域コミュニティ、健康、防災、多様性、ブランド力、経済影響の10の観点が考えられる。この考え方をもとに、一時的なにぎわい創出のためのイベントではなく、更なる人中心の道路空間再編整備及び持続可能な官民連携体制の構築を推進するため、本業務では、御堂筋完成90周年記念事業（以下「90周年事業」という。）として各取組みを企画立案し、実行するために必要となる各種支援等を行うものとする。

4 業務内容

2025年度事業では、大阪・関西万博の開催期間中、「はじまる、御堂筋。」を合言葉に、春・夏・秋と季節に応じたコンセプトで様々な道路空間の使い方を試みる社会実験イベントを、本市、御堂筋エリアマネジメント団体（御堂筋まちづくりネットワーク、御堂筋・長堀21世紀の会、ミナミ御堂筋の会、ミナミまち育てネットワークの4団体）（以下「エリマネ団体」という。）、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所との共催により開催した。

この取組みの中で、日常の滞在空間・植栽等の検証、にぎわい・回遊性向上の検証、イノベーションに繋がるみちの未来の可視化・体験等の検証、持続可能な官民連携体制構築の検証等の道路利活用に関わる検証を行うとともに、次の道路空間再編整備に向けた可視化の検証として、新橋以北の側道閉鎖や難波交差点以南の更なる人中心空間の創出の実験・検証を行ってきた。

その結果として、御堂筋全体を花飾りとバナーで装飾し、春、夏、秋それぞれ分かりやすい統一テーマで御堂筋全体を彩り、その中で各エリマネ団体や地域、市民の方々とともに様々なイベントを行うことで、御堂筋のブランド価値を高めることができたと考えられるが、一方で、全体コンセプトが明確に伝わらず広報・発信方策に課題がある、コンテンツがエリア特性と合っていない、イベントの協賛を獲得するための費用対効果の提示が不十分、イベントの運営体制をもっと効率的にできないか、といった課題が上がっており、これらの課題を解決し、持続可能な官民連携体制を構築していくためには、将来的な各エリアのあり方を踏まえ、プレイスメイキングに繋がるようなイベントコンテンツの選定や、収益性の確保に繋がる方策の検討、制度の弾力的運用に向けた検討、科学的根拠に基づく判断に繋がるデータの取得方法の検討、海外の先進事例を踏まえた検討などを行っていく必要がある。

このうち、プレイスメイキングに関しては、御堂筋がビジネス街や神社仏閣、問屋街、住宅街、ハイブランド街、若者文化発信地、繁華街といった全く異なる地域特性をもったエリアを縦断するストリートという特徴を踏まえ、各地域特性にあった御堂筋の空間イメージを関係者間で共有したうえで、その空間の価値をより高めていくための利活用を行っていくことが肝要である。また、コンテンツの検討にあたっては、共通の理念を持ち、御堂筋の

空間を地域や市民にとって意味あるプレイスに変えていく考え方が必要であり、そのためには、テーマ性：継続して取組み可能なテーマ・ビジョン、地域性：地域コミュニティと連携した取組み、市民性：ニーズに対応し幅広い世代の市民が参加可能な取組み、の3つの観点から、その場所にあったプレイスメイキングを検討していく必要がある。

収益性の確保（マネタイズ）に関して、一般的には、イベント事業を「広告媒体」として捉え、イベントを通じて「広告」価値を高める工夫を行い、協賛企業を獲得する、という流れになるが、2025年度事業では、このような取組みを開始した初年度であり、協賛企業の獲得に苦戦した。一方で、御堂筋の道路空間再編や利活用の未来の可能性が見える化し、地域、市民とともに御堂筋のブランド価値を高めていく取組みに共感していただいた企業からは協力を得られた。この実績を踏まえ、今後は、御堂筋の未来を共に創る「(仮称)御堂筋チャレンジパートナー」を募集していく方法にアプローチを変えていく必要がある。

広報・発信方策に関して、2025年度事業は、初年度であり、WEBサイト、WEB広告、ラジオCM、SNS、FMでの発信など、様々な広告媒体を駆使して戦術的に発信してきたが、より体系的で効果的な戦略を構築し、その戦略に基づいた広報・発信を行っていく必要がある。具体的には、以下の全体的な戦略が必要となる。

- ① 人中心の御堂筋がもたらす価値である「人の豊かさ」「イノベーション」「持続可能」を高める、という目的をすべての広報施策で伝え、ビジョンを明確化
- ② その価値に共感し共に活動してくれる企業、団体、個人の御堂筋チャレンジパートナーを獲得
- ③ 実施する広報施策を選定し、それぞれに御堂筋チャレンジパートナーを獲得するための明確な役割や仕掛けを設定
- ④ 各広報施策とリアルイベントが相乗効果を生み出すための仕組みを設計
- ⑤ 広報施策を実行しその効果を検証し、次の施策の検討に活かしていく

これら2025年度事業の実績を踏まえ、90周年事業について、主に以下の項目について業務を行うこと

- 1 90周年事業全体の方針等の立案・検証
- 2 90周年事業の運営支援・実施

なお、各業務項目の実施年度については、別紙1のとおりとする。

4-1 90周年事業全体の方針等の立案・検証【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業について、上記の考え方を踏まえ、事業の全体方針、テーマ、各エリアのコンセプト、そのコンセプトに基づき実施する各コンテンツの考え方について立案し、本市監督職員と協議のうえ実施すること。

これまで2025年度事業において、既存側道の閉鎖や、車道の一部を閉鎖した更なる人中心空間の創出の実験・検証を行ってきたが、90周年事業は、上記のとおり、御堂筋将来

ビジョン実現に向けた未来の御堂筋の可視化のための社会実験としての位置づけがあり、将来的にイベントを定例化・定着化していく必要があることから、規制形態や規制時間がこれまでとは異なる交通規制を実施することも想定しており、本市職員との協議の上、新たな交通規制形態に沿った全体方針等の企画立案を行うこと。

なお、これまでの御堂筋での道路空間再編に関連する取組みをふまえ90周年事業の企画検討を行う別途発注のコンサルタント業者が各エリマネ団体と連携しながら事業全体の企画・調整を進めているため、密に連携したうえで実施すること。

90周年事業については、大きく以下の2回にわたって各種プログラムを実施することを想定している。

- ① 90周年プレ 2026年11月（計2日間程度）
- ② 90周年秋 2027年11月（計2日間程度）

実施場所は、御堂筋及び沿道（大江橋交差点から難波西口交差点の道路上及び沿道敷地）となんば広場を中心とし、プログラムに応じて、他エリアでも実施する。

また、シティドレッシング（花飾り、バナー）や90周年バースデー企画など、上記の期間以外にも各種プログラムを実施する。

○シティドレッシング（花飾り、バナー）

- ・2027年4月上旬から5月末（約1か月半）：花飾り（※）
- ・2027年5月（1か月）：バナー（※）

（※大江橋南詰交差点から難波西口交差点まで全線実施を想定）

- ・2027年11月上旬（約2週間）：バナー（イベントエリア周辺のみ）

○90周年バースデー企画

- ・2027年5月11日

なお、実施場所や実施時期、実施日数、実施に伴う交通規制については、別紙2に記載のとおりを想定とする。具体的なスケジュールについては、各エリマネ団体や交通管理者等の本事業関係者と協議のうえ決定する。

また、本市が保有する資機材（2025年度事業にて使用した後、大阪市住吉区の吾彦大橋近辺にて保管中）は別紙3のとおりであり、これらについては本市から貸与を受け実施するものとし、事前に本市監督職員と協議を行うこと。

4-2 90周年事業の運営支援・実施【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業の運営支援・実施にあたっては、以下の2つの観点をふまえたうえで行うものとする。

○今後の御堂筋道路空間再編整備形態の可視化等に向けた社会実験の実施・検証

側道の歩行者空間化や将来ビジョン（フルモール化）の可視化を目的として、

交通安全性の確保、モビリティとの共存、カーボンニュートラルにつながる新技術等が導入された空間を創出し、柔軟な整備形態を示すことで、市民や地域の理解・共感を得られる取組みの実施、その検証を行う。

○持続可能な官民連携体制の構築に向けた検討

- ・御堂筋全体を彩るイベントを周年事業化し、御堂筋ブランドを世界に発信する。
- ・地域や企業が主体的に関わることでショーケース化を確立し、御堂筋にしかない価値を創出する。
- ・周年事業化したイベントで大きく収益を上げ、安定的に高質な道路空間の維持管理等ができる官民連携体制を構築する。

上記を推進するためのブランディングの仕組みづくりや、エリマネ団体が持続可能な取組みを実施していくための協賛企画の仕組みづくりを行う。

上記をふまえたうえで、90周年事業の運営支援・実施については、以下の項目を行うものとする。

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 計画準備 | 6 広報計画・実施等 |
| 2 企画立案 | 7 保安警備・誘導警備 |
| 3 連携支援 | 8 90周年事業記録集の作成 |
| 4 協賛企画支援 | 9 90周年事業後を見据えた取組み検討 |
| 5 運営計画・実施等支援 | |

4-2-1 計画準備【2026年度及び2027年度実施】

本業務の実施にあたり事業目的を理解し、業務の進め方及び業務実施体制を受託事業者の提案に基づき定めた上で、作業内容や実施工程を含めた業務計画書を作成し提出すること。

4-2-2 企画立案支援【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業の各プログラムについて企画立案を実施する。

なお、受託事業者の企画提案による取組みなども必要に応じて90周年事業に組み込むものとする。

各エリマネ団体が行うプログラムと連携しながら大阪市・受託事業者の取組みを行う。

90周年事業には、以下のプログラム案をもとにエリア特性にあわせて設計を行う。なお、イベント実施時には、各プログラムを、別紙2に記載の各エリアでの実施場所に、イベント実施がより効果的・効率的になるよう適切に配置して行うものとする。

また、2025 年度事業において、実施するプログラムのうち、エリマネプログラムが半数程度となっており、本事業でも半数以上を目指すものとする。

NO	プログラム	概要
1	エリマネプログラム実施支援	エリマネ団体や沿道団体が実施主体となるコンテンツプログラムの実施支援を行う このプログラムについては、主体となるエリマネ団体等の自立性を尊重し、テント設置や備品の準備など、プログラム実施の一部を支援する
2	滞在空間・賑わい空間創出プログラム	別紙 2 の各実施場所における歩行者が居心地よく豊かさを感じられるような滞在空間、地域の賑わいを感じられるような賑わい空間を演出するプログラム
3	御堂筋の上質な道路空間演出プログラム	御堂筋全体を統一したデザインで彩るなど、御堂筋の上質な道路空間を演出するプログラム
4	回遊性向上プログラム	御堂筋を活用したウォーキングイベントやスタンプラリーなど、エリアの回遊性向上・検証プログラム
5	御堂筋文化発信・海外文化交流プログラム	御堂筋の文化を発信するとともに、海外の文化と交わり、共に体験できるプログラム
6	市民参加型のアート・デザイン等のコンテンツプログラム	学生や企業等とも連携した、御堂筋及びなんば広場からアートや若者文化を発信するプログラム
7	子ども向け御堂筋での学びプログラム	本市他部局や沿道企業などと連携した、御堂筋の道路空間を活用した参加型・体験型の子ども向け学びプログラム
8	GX・次世代モビリティ等プログラム	御堂筋の道路空間を活用した GX（グリーントランスフォーメーション）・次世代モビリティ等プログラム 内容については、後記「4-2-5 (2) ④次世代モビリティ等」及び「4-2-5 (2) ⑤GX（グリーントランスフォーメーション）プログラム」のとおりとする。
9	ストリートシネマ等のイベントプログラム	道路上での映画上映やプロジェクションマッピング等のイベント関連プログラム
10	公共情報・地域情報の発信プログラム	自治体情報や御堂筋の情報、地域情報などに関連する情報発信プログラム
11	防災プログラム	御堂筋の各地域の近隣住民や沿道企業等が参加するエリア防災意識の啓発プログラム
	<p>※留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○御堂筋将来ビジョンとの整合 <ul style="list-style-type: none"> ・御堂筋将来ビジョンに沿ったプログラムとする。 ○沿道団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・各エリマネ団体と連携した取組みとする。 ○公道での取組み <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムのうち、公道での取組みとなるものについては、道路占用や道路使用等に係る各種申請や交通管理者等との協議が必要である。 ○景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・御堂筋は、景観法により景観重要公共施設に位置付けされているため、関係者との調整が必要であること。 	

※受託事業者が自ら企画立案したプログラム(ノベルティ等の配布実施を含む)を90周年事業に組み込み、実施する。実施内容は発注者及びエリマネ団体等の関係者と協議・調整の上決定する

※上表を基本に、各エリマネ団体が実施するプログラムについては、各エリマネ団体へのヒアリングを実施し、各エリマネ団体の企画立案を支援するとともに、御堂筋らしさを演出し、ブランディングにつながるようエリマネ団体間の連携となる企画を立案する。

※上表の他、既存の取組みをベースに市民参加型コンテストを本事業に合わせて実施する可能性があり、その支援等関連業務が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。

※ノベルティ等の製作物については、納品数、配布数、残数等の数量を記録するものとし、監督職員が、これらの数量の報告を求めた際には、納品書等の書類とともに速やかに報告すること。

4-2-3 連携支援【2026年度及び2027年度実施】

(1) エリマネ団体等との調整【2026年度及び2027年度実施】

御堂筋では、御堂筋まちづくりネットワーク(土佐堀通から博労町通まで)、御堂筋・長堀21世紀の会(博労町通～周防町通)、ミナミ御堂筋の会(周防町通～難波西口交差点)、ミナミまち育てネットワーク(なんば広場周辺)の4団体がエリアマネジメント団体として活動しており、2025年度事業は本市と各団体が連携してイベント等を実施してきたが、90周年事業の各プログラムの実現と、御堂筋将来ビジョンに基づくより一層の公民連携の活動に資するよう、実施内容や役割分担等について、各エリマネ団体と緊密に連絡をとり、情報を共有し、連携支援しながら業務を推進する。調整にあたり、月1回程度、エリマネ団体も参加する全体会議を開催・運営する。また、必要に応じてエリマネ団体ごとに会議を月に1回程度実施する。

(2) 地元関係者等との調整【2026年度及び2027年度実施】

御堂筋沿道及びその周辺の近隣住民・企業等の関係者への意見聴取や調整を行いながら90周年事業の企画や実施体制、実施内容の検討を行う。

なお、御堂筋の各エリアでのプレイスメイキングについて、御堂筋のブランド価値向上につながるよう各エリアの特性・魅力を発信できる企画とするため、その趣旨に共感してもらえるような沿道住民・企業等と協力関係を構築し、連携してイベント企画、実施支援等を行うこと。

(3) 御堂筋協議会等への出席・会議運営支援【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業の調整等を実施するため、各エリアのエリマネ団体だけでなく地元町会や国、本市まちづくり部局なども参加する御堂筋協議会（1年に1回程度を想定）等の主要な会議に出席する。なお、90周年事業に関する部分について会議資料の作成・準備等の対応をすること。

また、御堂筋協議会において、「(仮)90周年WG」を設置し、90周年事業の実施計画、実施内容等について、上記の御堂筋協議会関係者と検討、調整する予定であり、本WG（3か月に1回程度を想定）の運営支援を行う。会場の確保や会議資料の作成等を実施すること。

4-2-4 協賛企画支援【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業の実施にあたり、本市やエリマネ団体による、御堂筋チャレンジパートナーと連携した協賛企画を行う。各エリマネ団体と連携・調整の上、協賛企画を支援し、協賛事業計画としてとりまとめる。獲得した協賛金及び広告費は本事業の運営費や警備費等に充当する。

協賛企画の主な取組み対象は以下を想定するものとする。

- ・バナー広告
- ・道路案内標識板（デジタルサイネージ）へのコンテンツ掲載
- ・協賛オブジェ（広告）
- ・地域イベント（物品協賛も含む）

なお、上記に限らず「4-2-2 企画立案支援」で企画したプログラムについても、エリマネ団体や御堂筋チャレンジパートナーと連携し、積極的に協賛企画を盛り込むものとする。また、御堂筋チャレンジパートナーとの連携にあたっては、御堂筋における新たなイノベーションに繋がり持続可能な取組みとなるよう、御堂筋沿線の企業等との連携支援も行うこと。

4-2-5 運営計画・実施等支援【2026年度及び2027年度実施】

各取組みの実施に必要な資機材等の設営・搬入・運営・維持管理・撤去・処分等の支援を実施する。

(1) 実施マニュアルの作成【2026年度及び2027年度実施】

実施にあたり必要な以下の項目で構成される実施マニュアルを作成する。

- ① 各取組み等（「4-2-2 企画立案支援」のプログラム含む）の進行に要する資料
- ② 製作、設営物に要する資料
- ③ 搬入出、設営撤去マニュアル
- ④ 環境配慮、SDGsへの貢献、ごみ等のリサイクルに関する資料

⑤ その他、発注者が必要と認める資料

(2) 運営計画・実施等【2026年度及び2027年度実施】

(1) の実施マニュアルに基づき、「4-2-2 企画立案支援」の各プログラムに加え、以下の内容について各運営・維持管理を行うこと。「4-2-2 企画立案支援」の各プログラムと組み合わせて実施することも検討する。

なお、これらの取組みについては、各エリマネ団体との調整のうえ、実施する。

① バナー【2027年度実施】

90周年春、90周年秋のタイミングに合わせて、2027年5月の計1か月間及び2027年11月の約2週間にわたり、道路照明灯に添架する広告バナー（2025年度事業実績より照明柱約200基400枚を想定）の調達・設置・維持管理・撤去・処分を行う。詳細な設置箇所及び設置数については、現地調査のうえ決定するものとする。バナーアームなど本市が保有している資機材（「4-1 90周年事業全体の方針等の立案・検証」に記載のとおり）については、本市から貸与を受けたうえで当該資機材を活用するものとする。なお、企業協賛が得られた場合は、エリマネ団体と協議・調整し運営する。

② 花飾り【2027年度実施】

90周年春のタイミングに合わせて、2027年4月上旬から5月末の約1か月間半にわたり、道路照明灯に添架するハンギングフラワー等の花飾り及び添架に必要な設備等（2025年度事業実績より照明柱約200基、700個）の調達・設置・維持管理・撤去・処分を行う。詳細な設置箇所及び設置個数については、現地調査のうえ決定するものとする。スタンディングフラワー用コンテナやハンギングアームなど本市が保有している資機材（「4-1 90周年事業全体の方針等の立案・検証」に記載のとおり）については、本市から貸与を受けたうえで当該資機材を活用するものとする。

③ 道路案内標識板（デジタルサイネージ）【2026年度及び2027年度実施】

現在御堂筋（心齋橋エリアから難波エリア）に設置されている道路案内標識板（デジタルサイネージ）5基に掲載するコンテンツデータ（90周年事業のPRコンテンツや関連地域イベント情報など）を作成する。また、コンテンツの掲載に向けて、本市及び当該デジタルサイネージにおいてコンテンツを放映している事業者と協議・調整すること。

④ 次世代モビリティ等【2026年度及び2027年度実施】

90周年プレ、90周年秋のイベント時に、御堂筋における将来のモビリティ戦略として下記の2つの観点をふまえたうえで、次世代モビリティや自立型ロボットなどを導入する実証実験をエリマネ団体と協議・調整の上実施する。モビリティ事業者の募集にあたっては、御堂筋が生み出す価値を理解し、未来を共に創っていく「御堂筋チャレンジパートナー」としての参画を想定するものとする。なお、実験は公道における先進事例となるよう行うものとし、交通管理者等の関係者との協議、手続きを実施、支援する。

①移動手段（地域交通）としての導入	対象	移動用小型車、遠隔操作型小型車、電動車いす、特例特定小型原動機付自転車など
	実験内容	人の移動を補完・代替するモビリティを走行させ、有効性や課題、歩行者路の共存性を検証する
	実施場所	歩道
②イノベーション価値の創出	対象	最先端技術を生かしたモビリティ、自立型ロボットなど
	実験内容	最先端技術を活かした幅広い車種を展示・紹介し、御堂筋周辺企業とのビジネスマッチングを創出する
	実施場所	側道閉鎖区間、車道閉鎖区間

御堂筋空間再編に関する検討業務を行う別途発注のコンサルタント業者と密に連携したうえで実施する。

⑤GX（グリーントランスフォーメーション）プログラム【2026年度及び2027年度実施】

90周年プレ、90周年秋のイベント時に、今後の御堂筋道路空間再編整備におけるGXの本格導入を見据え、最先端のGX技術を取り入れたプログラム（GX技術を取り入れた滞在空間の創出など）を実施する。

事業者の募集にあたっては、御堂筋が生み出す価値を理解し、未来を共に創っていく「御堂筋チャレンジパートナー」としての参画を想定するものとする。

⑥清掃プログラム【2026年度及び2027年度実施】

90周年プレ、90周年バースデー企画、90周年秋のイベント時に、持続可能な官民連携体制の構築に向けて、エリマネ団体や地域住民、沿道企業が主体となり、御堂筋を清掃するプログラムを実施する。

実施にあたっては、持続可能な官民連携体制の構築に向けて、本プログラムが定例化して、地域課題の解決や高質な道路空間の維持管理等につながり、御堂筋のブランディングにつながるよう、将来的にエリマネ団体等が主体的、継続的に実施することを見据えた運営体制のもと行うものとする。

⑦90周年バースデー企画【2027年度実施】

2027年5月11日に御堂筋完成90周年を記念して、御堂筋完成90周年バースデーセレモニーを実施する。なお、各エリマネ団体や地域住民が出席し、市民にもオープンな形で行い、御堂筋のPR及びブランディングにつながるようバースデー企画を実施するとともに、後に実施する90周年秋イベント等の周知PRを行うなど、90周年事業全体の機運醸成、プロモーションとなる企画も実施する。なお、実施場所は御堂筋沿道とするものとし、大阪市役所本庁舎前を想定する。また、これにあわせて、同日5月11日に別紙2に記載のAエリア（淀屋橋 odona 付近を予定）で、前記「4-2-2 企画立案支援」の表中に記載のNo1、No2、No6、No9のプログラムを実施する想定とする。

⑧90周年シンポジウム【2027年度実施】

90周年春のタイミングに合わせて、プログラムの一つとして、御堂筋完成90周年シンポジウム（1日間を想定）を実施する。学識、国、本市まちづくり部局などの関係行政機関が出席し、市民にもオープンな形（WEBも含む）で行い、御堂筋がもたらす価値や、更には100周年に向けて御堂筋の未来について共に考える機会となるよう基調講演等を実施するものとし、次の業務を行うこととする。なお、会場借上げ費、設営等にかかる費用を含む。

- ・会場の手配（300名程度を想定）
- ・全体管理者の配置
- ・シンポジウムの開催に必要な備品の手配、設置・撤去
- ・シンポジウムの趣旨及び概要（プログラム）に関する資料の作成
- ・基調講演等の発表資料の集約、とりまとめ
- ・その他シンポジウム運営に必要となる資料の作成（広報物原稿の作成等）
- ・会場装飾等の作成・準備及び設置・撤去
- ・日本国内に向けたWEB配信の手配（一方向型を想定）
- ・シンポジウムをWEB配信するための設備等の準備、設営・撤去
- ・シンポジウムのWEB配信の参加者集約等（参加希望者の受付、名簿管理、案内送付、問合せ対応）
- ・基調講演の講演者（1名想定）への謝金支払い

※会場の予約・契約・支払い、会場管理者との調整等について受託者が主体的に行うこと。

※謝金額については、基調講演の講演者に1日あたり16,500円（本市規定大学教授相当）を支払うことを想定している。

⑨御堂筋ジオラマ展示【2027年度実施】

90周年バースデー企画のタイミングに合わせて、御堂筋の歴史・現在・未来を市民が体験できるジオラマを展示する。

展示場所は大阪市役所本庁舎や御堂筋沿道建物内など市民が幅広く訪れることができる場所とし、展示期間は90周年バースデー企画の実施期間を含める想定とする。展示にあたっては、本市が保有しているジオラマを本市から貸与を受けたうえで活用するものとし、展示場所への移送・組立・設置・維持管理・分解・撤去を行うものとする。

展示にあたっては、監督職員と協議のうえ、事前に実施計画を作成すること。

ジオラマの仕様は、別紙4のとおり。

ジオラマに付随するディスプレイやタブレットに表示する映像等の内容の更新の必要が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。

(3) 各種許可申請書等の作成【2026年度及び2027年度実施】

道路使用許可、道路占用許可、景観協議及び催物開催届等、90周年事業の実施に必要な資料の作成及び申請をする。なお、警察署、消防署、行政機関等の関係機関、関連業務受託事業者との連絡調整を状況に応じて受託事業者が行う。

(4) イベント実施結果の検証【2026年度及び2027年度実施】

90周年プレ、90周年秋、シティドレッシング、90周年バースデー企画のイベントの効果検証を行う。

御堂筋将来ビジョンの実現を見据えた御堂筋の空間再編事業の取組みに活用できるアンケートを設計し、90周年事業の効果検証に用いる来場者（外国人を含む）や出展者、御堂筋チャレンジパートナー、エリマネ団体、沿道住民を対象としたアンケート調査、検証を実施する。

なお、アンケートについては、イベント来場者数や満足度調査などの項目を含めるものとし、本市及び御堂筋空間再編に関する検討業務を行う別途発注のコンサルタント業者と密に連携したうえで、実施前に計画書を作成すること。

また、当該コンサルタント業者が、イベントの交通規制による交通影響検証などを含めイベント全体の各種検証を実施する予定であり、検証結果のとりまとめにあっても、密に連携すること。

(5) 保険の加入【2026年度及び2027年度実施】

次の保険に加入する。

- ①賠償責任保険
- ②傷害総合保険（スタッフ、ボランティア対象）

(6) 環境配慮への取組み【2026年度及び2027年度実施】

各プログラムの実施においてはカーボンニュートラルなどの環境配慮への取組みを実施し、必要に応じてPR活動を実施する。

4-2-6 広報計画・実施等【2026年度及び2027年度実施】

「4-1 90周年事業全体の方針等の立案・検証」にて企画立案した、事業の全体方針、テーマ、各エリアのコンセプトをベースとしながら、御堂筋における道路空間再編の取組み、御堂筋の将来像、地域情報等も含めた御堂筋の魅力を、総合的かつ効果的に国内外に向けて情報発信することを目的として、主にイベントごとに以下の広報を実施する。

なお、本市や各エリマネ団体等の関係者と協議のうえ、2025年度事業で利用したデザイン・ビジュアル等を引き続き活用することも検討する。

(1) 広告計画作成【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業実施にあたって、効果的な広報計画を作成する。なお、本事業が今後も持続可能なものとなるよう前記「4 業務内容」の冒頭に記載のとおり、体系的で効率的な広報戦略に基づき、可能な限りコストを抑えながら効率的、効果的に本事業の周知ができるよう工夫すること。

(2) チラシ・ポスターの作成等【2026年度及び2027年度実施】

- ① 統一コンセプト：2案程度
- ② キービジュアル：2案程度
- ③ ロゴ：2案程度
- ④ ポスター：200枚程度
- ⑤ パンフレット：10,000部程度

※製作物については、納品数、配布数、残数等の数量を記録するものとし、監督職員が、これらの数量の報告を求めた際には、納品書等の書類とともに速やかに報告すること。

(3) Webサイト等の管理運営【2026年度及び2027年度実施】

- ① ホームページの作成、管理運営及び各種告知等を実施する。
- ② SNS等の効果的な広報媒体を活用し、国内及び海外への情報発信をする。

※必要に応じて、2025年度事業において作成したホームページ、SNSアカウント等を活用する。

※御堂筋のブランディングに向けて継続的に各種情報発信を行う必要があるため、

90周年秋のイベント後も、ホームページやSNS等の管理運営を行う。

4-2-7 保安警備・誘導警備【2026年度及び2027年度実施】

各取組みの実施に必要な以下の警備計画作成等を実施する。

なお、警備計画の作成、警備の実施は、交通管理者等の関係者（広域での交通規制、交通誘導となる場合には、国道事務所等の道路管理者、関係都市等の関係者を含む）と協議のうえ行うものとする。

(1) 警備計画の立案及び警備の実施【2026年度及び2027年度実施】

取組みごとに必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定し必要な保安員や交通対策に必要な人員を配備の上、警備を実施する。主な警備対象としては、要人警護、雑踏対策、通行人安全対策、交通誘導を予定する。

なお、公道での取組みであることに留意するとともに、交通誘導警備業務にあたっては交通誘導警備業務1級または2級検定合格警備員を配置する。

(90周年事業の実施にあたり交通誘導警備員（イベントスタッフは除く）は、のべ1,600人程度を想定（別紙2の交通規制参照）

(2) 広報による交通誘導の実施【2026年度及び2027年度実施】

90周年事業の実施にあたり必要となる交通規制チラシの作成・配布や交通看板の作成・設置・撤去・処分、WEBサイトでの交通規制の周知などの広報計画を立案し実施する。

4-2-8 90周年事業記録集の作成【2027年度実施】

90周年事業の実施記録集（A4版50ページ程度を想定）及び動画（2分・5分版を想定）を作成する。記録集や動画には、イベント実施時の様子に加え、実施に向けた関係者との協議・調整の様子も加えること。具体的な記録集の分量や動画の長さなどを含め、内容については作成前に監督職員と協議すること。なお、成果物の所有権及び著作権は市に帰属するものとする。

4-2-9 90周年事業後を見据えた取組み検討【2027年度実施】

イベント実施後に、90周年事業の実施結果をふまえ、御堂筋将来ビジョンの実現に向けて、官民連携した取組みについて下記の内容を検討する。

- ・各エリマネ団体が自立して活動することができ、安定収入した収入を得られる仕組みを構築する
- ・エリマネ団体をはじめとする関係者と御堂筋のビジョンを共有し、各施策の相談が

できる状態を構築し、取組みをより促進していく

- ・「御堂筋」にしかない価値を創出し、人が集まり、豊かさを感じられる空間にする
- ・「御堂筋」ブランドを世界に発信し、更なるイノベーションを起こす

これらの実現のために90周年事業後も引き続き、持続可能な官民連携体制の構築の検討を行い、SNSなどの各種メディアも活用した御堂筋のプロモーション戦略や、高質な空間の維持管理にむけた仕組みづくりを検討する。

5 報告書とりまとめ【2026年度及び2027年度実施】

本業務の成果品のほか、検討内容成果を取りまとめた概要報告書を作成する。また、報告書には、ダイジェスト版及びその他関係資料を作成し、添付するものとする。

報告書は1部提出すること。

- ・紙ベース（A4判パイプ式ファイル）1部
- ・各種作成電子データ（CD-R）2枚（容量に応じてDVD-Rも可能とする）

また、監督職員の指示がある場合には、PDF形式ファイルデータを作成し提出すること。なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。

6 その他

本業務にあたり、関係者等との協議により実施内容の変更が生じた場合には、監督職員と協議のうえ、設計変更協議の対象とする。

(別紙1) 各業務項目の実施年度

業務項目		2026年度	2027年度
4-1	90周年事業全体の方針等の立案・検証	○	○
4-2	90周年事業の運営支援・実施(2026年のプレ実施を含む)		
	4-2-1 計画準備		
	4-2-2 企画立案支援	○	○
	4-2-3 連携支援		
	(1) エリマネ団体等との調整		
	(2) 地元関係者等との調整	○	○
	(3) 御堂筋協議会等への出席・会議運営支援	○	○
	4-2-4 協賛企画支援	○	○
	4-2-5 運営計画・実施等支援		
	(1) 実施マニュアルの作成		
	(2) 運営計画・実施等		
	①バナー		
	②花飾り		○
	③道路案内標識板(デジタルサイネージ)	○	○
	④次世代モビリティ等	○	○
	⑤GX(グリーントランスフォーメーション)プログラム	○	○
	⑥清掃プログラム	○	○
	⑦90周年バースデー企画		○
	⑧90周年シンポジウム		○
	⑨御堂筋ジオラマ展示		○
	(3) 各種許可申請書等の作成	○	○
	(4) イベント実施結果の検証	○	○
	(5) 保険の加入	○	○
	(6) 環境配慮への取組み	○	○
	4-2-6 広報計画・実施等		
	(1) 広告計画作成・広告物制作・実施		
	(2) チラシ・ポスターの作成等	○	○
	(3) Webサイト等の管理運営	○	○
	4-2-7 保安警備・誘導警備		
	(1) 警備計画の立案及び警備の実施		
	(2) 広報による交通誘導の実施	○	○
	4-2-8 90周年事業記録集の作成		○
	4-2-9 90周年事業後を見据えた取組み検討		○
5	報告書とりまとめ	○	○

※2026年度に実施する業務については、その実施内容及び実施結果を2026年度内にとりまとめるものとする。

※2027年度の最終とりまとめ時には、2026年度の実施内容及び実施結果を含め、本業務全体の実施内容及び実施結果をとりまとめること。

(別紙2) イベント実施場所・実施期間(想定)

エリア	実施場所	実施期間			交通規制
		90周年プレ (89周年秋)	90周年春 【バースデー企画、シンポジウム】	90周年秋	
0 本庁前	・大阪市役所 本庁舎前	—	1日間 5/11(火)	—	—
A 淀屋橋～本町	・淀屋橋 odona 付近 ・三菱UFJ銀行付近 ・北御堂付近	2日間 11/6(金)、7(土)	1日間 5/11(火) ※淀屋橋 odona 付近のみ予定	2日間 11/5(金)、6(土)	側道閉鎖 ・片側3街区約300m
B 本町～心斎橋	・難波神社付近 ・東側側道		側道閉鎖 ・両側各3街区約300m		
C 心斎橋～難波	・大丸、PARCO 前 ・アメリカ村付近 (周防町交差点周辺 西側歩道) ・namBa HIPS 付近	2日間 11/7(土)、8(日) ※C、Dエリアの一部では、歩 道のみを活用するプログラ ムについて、「4-2-2 企画立 案支援」の表中に記載の「エ リマネプログラム実施支 援」、「滞在空間・賑わい空 間創出プログラム」として、 11/6(金)にも実施すること を想定する	—	2日間 11/6(土)、7(日) ※C、Dエリアの一部では、歩 道のみを活用するプログラ ムについて、「4-2-2 企画立 案支援」の表中に記載の「エ リマネプログラム実施支 援」、「滞在空間・賑わい空 間創出プログラム」として、 11/5(金)にも実施すること を想定する	1日のみ、本線1車線を 規制 ・3街区約300m
D 難波～難波西口	・カフェストリート 付近 ・ホテルロイヤルク ラシック大阪付近 ・なんば広場				1日のみ、本線2車線を 規制 ・約300m(D区間全体)

	品名	サイズの目安 (mm)	数量	写真
バナー				
1	金具 (アーム)	長さ 1400	96	
花飾り				
2	スタンディング バスケット	直径 350	178	
3	スタンディング 支柱 (プレート)	W420 ×D420 (底面)	178	
4	スタンディング 支柱	長さ 1300	178	
5	スタンディング 支柱カバー	長さ 1070	178	
6	スタンディング コンテナ	W470 ×D470 ×H470	159	
7	ハンギング バスケット	直径 350 ×H210	276	

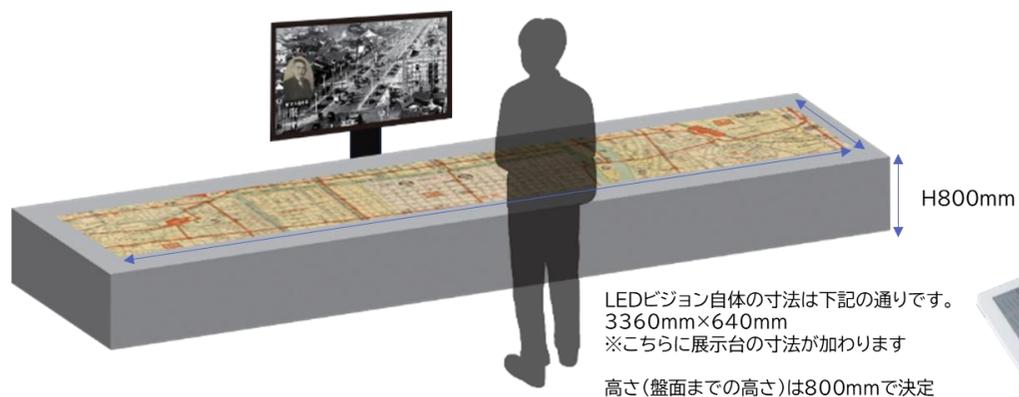
8	ハンギング 吊り金具 (ワイヤー・カラビナ)	長さ 500	276	
9	花飾り資材 (ヤシ繊維マット)	W600 ×D600	414	
10	ハンギング アーム小 (142.6mm 用)	長さ 1200	25	
11	ハンギング アーム大 (153.2mm 用)	長さ 1200	78	
12	バスケット土台	底面 400 ×天面 300 ×H150	294	

① ジオラマ+モニター

ジオラマで過去～現在の御堂筋を四季折々表現。
また、過去のエピソードなど画像を交えてモニター
で補足してストーリーを補完

② VR体験 (タブレット)

未来の御堂筋をタブレット+VRで表現。
ジオラマとは独立したコンテンツとして運用。
※Google Pixel Tablet 4台 (+予備機1台)



ディスプレイスタンド (H1760mm～1629mm×W800mm×D843mm)

特記仕様書②

1 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）」＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」に掲載されている。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>)

2 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。
- ③ なお、監督職員と担当職員が兼務となる場合がある。

3 関係官公庁への手続き

本業務を実施するに当たっては、所轄警察署への道路使用許可申請や建設局各工営所等への必要な諸手続きを行うものとし、許可条件を遵守し業務を実施すること。

4 成果品の納入

- ①監督職員と協議すること。
- ②本業務の成果品は 1 部提出すること。なお、各業務の遂行に必要な資料については、監督職員の指示する部数を作成し提出しなければならない。
- ③成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員の指示に従うこと。
- ④監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。
- ⑤なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。
 - ・紙ベース（A4 判パイプ式ファイル） 1 部
 - ・各種作成電子データ（CD - R） 2 枚（容量に応じて DVD - R も可能とする）

5 再委託について

業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 総合的プロモーション実施

また契約書第 16 条第 2 項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料の収集・整理、単純な集計などの簡易な業務とする。

6 その他

- ① 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

【追加となる様式】

- ・ 業務委託料請求内訳書（または中間金請求内訳書）
- ② 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

特記仕様書③

受注者は、業務の実施に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」（平成 30 年 5 月）の記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。

（掲載場所：大阪市ホームページから事業者の方へ＞入札契約情報＞入札・契約のお知らせ＞建設局入札・契約のお知らせ＞ 設計図書(仕様書)等の入手方法等について）

特記仕様書④

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

特記仕様書⑤

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン (別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン 第 1.1 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定 (オプトアウト) をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。

- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用する。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。